

9月1日の議会運営委員会において、所管の委員会に付託しないことに決定したものです。

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 8 号	平成 2 8 年 8 月 2 4 日 受 理
件 名	市職員による虚偽公文書作成及び公金の損害を調査し、市長に然るべき措置を求める陳情
陳 情 者	秦野市大秦町 1 番 1 5 号 高橋 喜一
陳 情 の 要 旨	
<p>市は都市計画道路の整備に関して平成 2 6 年 1 2 月 5 日付けで神奈川県収用委員会に土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てをしたが、申請書添付の土地調書及び物件調書作成について、土地収用法では土地所有者及び関係人を立ち会わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならないと規定されているが、この規定を遵守せず土地所有者に立ち会い・署名押印を求めずに作業も秘匿して行い、土地所有者は署名押印をしないのでと虚偽の理由付けで市職員を代理人として定め、立ち合わせ・署名押印をさせて調書を作成して裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った。</p> <p>土地所有者は県収用委員会からの縦覧通知を受け、平成 2 7 年 1 月 1 3 日に裁決の申請及び明渡裁決の申立てに関する申請書を縦覧した際に、土地調書・物件調書の存在を初めて知り、市から立ち会い・署名押印を求められたことはないのに、土地所有者は署名押印しないので、市職員を代理人に定め立ち会い・署名押印したと調書に記されていた。</p> <p>これは正に虚偽公文書作成（犯罪）であり、市は収用に託けて他人の財産を取り上げようとしていた。</p> <p>この事実を県収用委員会に意見書として三度申し入れた結果、本来なら県収用委員会が土地収用法の規定に基づき、裁決の申請及び明渡裁決の申立てを却下すべきところであるが、体面を考慮してか市に自ら裁決の申請及び明渡裁決の申立てを取り下げさせた。</p> <p>これが市の体質かと思うと驚愕に堪えないが、これは氷山の一角で他にも虚偽公文書作成で実際に被害を受けている市民の存在やこれから先も市民の被害が危惧されるので市民の被害防止を願って陳情した次第であります。</p> <p>また、この県収用委員会への裁決の申請及び明渡裁決の申立てには土地評価算定委託業務・測量委託業務・県収用委員会への手数料など 8 0 万円強（人件</p>	

費、鉄道運賃、高速道路通行料、その他諸経費を除く)が公金から支出されているが、裁決の申請及び明渡裁決の申立てを取り下げたことにより公金支出が全く無駄となった。

これは職員が法令の規定に違反し、且つ虚偽公文書作成に起因するもので、公金支出が全くの無駄となり、市に損害を与えたので調査を陳情した次第であります。

陳情事項

1. 市職員による虚偽公文書作成、公金の損害を調査していただきたい。
2. 市長に然るべき措置を要請していただきたい。

(原文のとおり)